

佐賀県告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十四年一月二十日から平成二十四年二月二十日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月二十日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域		変更前の幅員 メートル	延長 メートル
	区	間		
県道 佐賀空港線	佐賀市川副町大字小々森字千秋搦二〇四〇番一地从先から 佐賀市川副町大字小々森字柳八三二番四地先まで	前	二九・五 七・〇	一一六・九
		後	三三・六 七・六	一三三・八・四
県道 東与賀佐賀線	佐賀市東与賀町大字田中宇三本松一七六六番地先から 佐賀市東与賀町大字田中宇五本杉一六一四番二地先まで	前	二〇・一 七・〇	二四九・一
		後	三三・六 七・六	一三三・八・四

県道 飯盛戸ヶ里 港線	
佐賀市東与賀町大字飯盛字 三本榎一五六三番地先から 佐賀市川副町大字犬井道字 弁天二六八一番一地先まで	佐賀市東与賀町大字飯盛字 三本榎一五六三番地先から 佐賀市川副町大字犬井道字 弁天二六八一番一地先まで
前	後
一七・五 四・九	三九・三 八・一
四、 四七・一・九	四、 二六五・五